

社会福祉法人三星会

役員等報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三星会（以下「当法人」という。）の役員及び評議員の報酬及び費用について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき選任された理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された理事のうち、次の者をいう。
 - ①施設の職員を兼務し、職員として常時従事する者（以下「兼務役員」という。）
 - ②兼務役員以外で役員として常時従事する者（以下「兼務役員以外の常勤役員」という。）
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき選任された者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項第3号に定める報酬等をいい、報酬、賞与其他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金をいい、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものである。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費を含む)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものである。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員のうち、兼務役員以外の常勤役員の報酬等の額は、別表1「常勤役員の報酬」に定める額とする。

2 兼務役員に対しては、役員報酬は支給しない。

(非常勤役員及び評議員の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員及び評議員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 非常勤役員の報酬は、別表第2「非常勤役員の報酬」に定める額とする。
- (2) 評議員の報酬は、別表第3「評議員の報酬」に定める額とする。

(退職慰労金の算定方法)

第5条 常勤役員のうち、兼務役員以外の常勤役員の退職慰労金の基準額は、次の方法により算出された額の合計とする。

退職時報酬月額（諸手当を除く）× 役員在任年数 × 役位別係数

- 2 役員在任年数は当初就任日より起算して20年を上限とする。また、1月に満たない月は1月に切り上げる。
- 3 役位別係数は次のとおりとする。
理事長 3.0 理事 2.0 監事 1.0
- 4 複数の役位に就任した者が退任する場合においては、それぞれの在任期間に応じて前条の計算式により個別に算出した退職金額を合算して支給する。ただし、理事長としての役位を含め複数の役位としての在任期間が20年を超える者については、理事長としての役位別係数により算出する。
- 5 退任役員のうち、在任中時に特に功労のあった役員に対しては、理事会の決議により、特別功労加算を支給することができる。ただし、加算金額は基準額の50%を超えない範囲とする。
- 6 理事長が退任後も引き続き業務執行理事として在任する場合は、退職金の支給を据え置く。この場合、理事を退任した時点又は非常勤理事に役位を変更した時点で退職金を支給する。
- 7 本条に定める退職慰労金は、兼務役員及び非常勤役員には適用しない。

(費用)

第6条 当法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員の通勤手当支給基準に準ずる。ただし、兼務役員に対しては当規程による通勤手当は支給しない。
- 3 常勤役員が職務の執行のため出張する場合は、職員旅費規程に準じて旅費を支給することができる。
- 4 非常勤役員及び評議員が、理事会等会議に出席する場合又は職務の執行のため出張する場合は、別表第4「旅費交通費」に定める旅費を支給することができる。

(重複支給の防止)

第7条 同一日において、当該役員等報酬規程による報酬等の支給の対象となる業務に複数回従事したときは、重複して支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第8条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定

める時期とする。

(1) 報酬については、その月の 21 日から翌月 20 日までの分を毎月末日に支給する。ただし、当日が休日にあたる場合は、その前日とする。

(2) 賞与については、毎年 6 月及び 12 月とする。

- 2 非常勤役員及び評議員に対する報酬は、業務を行った都度支給する。
- 3 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 4 退職慰労金は、退任後速やかに支給する。ただし、やむを得ない事由によるときには支給時期を延期することがある。また、在任中に本人が死亡した場合は、法定相続人に支給する。
- 5 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときは、県退職共済本人掛け金等を控除して支給する。

(報酬等の計算方法)

第 9 条 月の途中で新たに就任した常勤役員の報酬は、その日から当該月の翌月 20 日まで日割り計算により支給する。

- 2 常勤理事が月の途中で退任、又は解任された場合は、当該日から退任し、又は解任された日までの報酬を日割り計算により支給する。
- 3 前 2 項の日割り計算による日額の計算は、報酬の額を当該月の暦日数で除して得た額とする。
- 4 所定の勤務時間の全部又は一部について業務に従事しなかった場合は、その従事しなかった時間に対する報酬は支給しない。ただし、本規程等で別に定める場合は、その規定による。
- 5 前項の場合において従事しなかった時間の計算は、当該報酬締切期間の末日において合計し、1 時間未満は切り捨てる。1 時間当たりの金額の計算方法は、報酬をその月の所定勤務時間で除した額とする。
- 6 この規定により、計算金額に端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。
 - (1) 50 銭未満の端数について、これを切り捨てる。
 - (2) 50 銭以上 1 円未満の端数のあるときは、その端数金額は 1 円として計算する。

(公 表)

第 10 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

(補 則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものと
する。

附 則

この規程は、平成29年 6月 1日より適用する。

平成31年3月12日改正

令和7年6月17日改正

別表第1 (常勤役員の報酬)

(1) 報酬月額

役職名	報酬の額
理事長	限度額 月額500,000円
業務執行理事	限度額 月額400,000円

(2) 賞与

6月分の賞与	限度額 報酬月額×2か月分
12月分の賞与	限度額 報酬月額×3か月分

別表第2 (非常勤役員の報酬)

(1) 理事

	日額
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人施設業務のための出勤	15,000円

(2) 監事

	日額
監事監査等への出席	10,000円
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人施設業務のための出勤	10,000円

別表第3 (評議員の報酬)

	日額
評議員等会議への出席	10,000円
上記の他、法人施設業務のための出勤	10,000円

別表第4 (旅費交通費)

区分	旅費交通費
自家用車	1km毎に25円
公共交通機関	実費
宿泊費	実費
必要経費	実費